

# 瀬戸市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和6年3月22日(金) 午後2時から午後2時40分  
2 開催場所 瀬戸市文化センター 12会議室  
3 出席委員

## 農業委員

- 1番 伊藤 憲昭  
2番 井上 俊英  
3番 小澤 早由里  
4番 加藤 卓夫 欠  
5番 作石 正太郎  
6番 高島 八十三  
7番 武田 晴光  
8番 長江 和春  
9番 中村 征実 欠  
10番 藤井 義廣  
11番 矢野 洋三 欠  
12番 横道 厚子

## 農地利用最適化推進委員

- 1番 磯村 幸成  
2番 江尻 雅之  
3番 大澤 憲男  
4番 加藤 晴次  
5番 藤田 茂夫  
6番 前田 晴美  
7番 松原 清  
8番 山田 泰司

(出席 17 )

## 4 議事日程

- |        |                               |     |
|--------|-------------------------------|-----|
| 第12号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について          | 1 件 |
| 第13号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について          | 1 件 |
| 第14号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について          | 1 件 |
| 第15号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について          | 1 件 |
| 第16号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について          | 1 件 |
| 第17号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について          | 1 件 |
| 第18号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について          | 1 件 |
| 第19号議案 | 農用地利用集積計画の変更について              | 3 件 |
| 第20号議案 | 「令和6年度最適化活動の目標の設定等」について       | 1 件 |
| 報告第5号  | 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について | 2 件 |
| 報告第6号  | 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について | 4 件 |
| 報告第7号  | 現況証明願出書について                   | 2 件 |
| 報告第8号  | 青年等就農計画認定申請書について              | 1 件 |

議長

ただ今より瀬戸市農業委員会3月定例会を開会いたします。  
本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。  
なお、4番 加藤 卓夫 委員、9番 中村 征実 委員、11番 矢野  
洋三 委員より、欠席の連絡が入っております。

議長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が  
指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、  
10番 藤井 義廣(ふじい よしひろ) 委員  
12番 横道 厚子(よこみち あつこ) 委員を指名いたします。

議長

議事に入る前に、先月保留となった第8号議案について、事務局から説明  
をお願いします。

事務局

第8号議案については、取り下げ申請が提出されました。第8号議案は欠  
番とさせていただきますのでご承知おきください。以上です。

(第12号議案)

議長

これより議事に入ります。それでは、「第12号議案 農地法第5条の規定  
による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいた  
します。

事務局

申請地は、登記・現況地目ともに田の1筆で、面積は490㎡、目的は資  
材置場兼駐車場です。立地基準は、市街地介在農地のため、第3種農地に該  
当します。申請地の周辺は北が畑、西が宅地、南が水路、東が道路で、乗り  
入れする東側以外はコンクリートブロックで土砂等の流出を防止します。排

水は、申請地北西に設置する集水桝から水路へ排水する計画で、農事組合の排水承諾が添付されています。他法令は特にありません。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第12号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第12号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第12号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第13号議案)

議長 続きまして、「第13号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目が田、現況地目が雑種地の1筆で、面積は841㎡、

目的は歯科医院の建設です。立地基準は、市街地介在農地のため、第3種農地に該当します。申請地の周辺は北と西が水路、南が道路、東が田で、出入り口の北と南以外はコンクリートブロックで土砂等の流出を防止します。排水は敷地内に柵を新設して集水し、北側道路側溝へ排水する計画で、農事組合の排水承諾が添付されています。他法令は、承認工事と建築許可が該当し、許可見込みであることを確認しています。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第13号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第13号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第13号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第14号議案)

議長 続きます、「第14号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目が田、現況地目が雑種地の2筆で、面積は計543㎡、目的は美容院の建設です。立地基準は、市街地介在農地で第3種農地に該当します。申請地の周辺は、北が雑種地と宅地、西が道路、南が田、東が道路と水路で、北はコンクリートブロック、南は擁壁で土砂等の流出を防止します。排水は、申請地内に柵を設置し、最終的に東側の水路へ排水する計画で、農事組合の排水承諾が添付されています。他法令は、建築許可が該当し、許可見込みであることを確認しています。なお、本申請地は平成29年に農地転用の許可を受け、造成工事や車庫の建設が完了していますが、途中で計画が取りやめとなり、今回新たな用途での申請となりました。そのため、事業計画変更が同時に提出されています。また、車庫については隣地に越境していますが、隣地所有者の同意書が添付されています。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第14号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第14号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。

第14号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第15号議案)

議長 続きまして、「第15号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記・現況地目ともに田の1筆で、面積は411㎡、目的は分家住宅です。立地基準は、市街地近傍小集団農地で第2種農地に該当します。

申請地周辺の状況は、北は貸人所有の田、南と東は道路、西は田で、南側にはコンクリートブロック、東側には擁壁を新設し、土砂等の流出を防止します。排水は、申請地内に柵を設け、最終的に申請地内北の柵から水路へ排水します。他法令は建築許可が該当し、許可見込みであることを確認しています。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第15号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第15号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。  
第15号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第16号議案)

議長 続きまして、第16号議案ですが、今月は保留となりました。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 こちらの案件については、計画の変更が見込まれるため、保留となりました。来月以降に審議する場合は、この議案番号で審議をさせていただきます。以上です。

(第17号議案)

議長 続きまして、「第17号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目が畑、現況地目が雑種地の1筆で、面積は511㎡、目的は資材置場です。立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当します。申請地周辺の状況は、北と南は道路、西は雑種地、東は山林で、出入り口の北側以外はコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防止します。排水は、申請地内に浸透枡を設置し、浸透しきれない分は北側道路側溝へ排水します。他法令は、承

認工事が該当し、許可見込みであることを確認しています。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第17号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第17号議案について、ご質疑はございませんか。

長江委員 東側の河川に向かっている場所は何か計画がありますか。

事務局 崖になっており、特に工事等の予定はありません。

藤井委員 図面を見ると浸透柵が4つあり、線で繋がっていますがこれはパイプを引くのですか。

事務局 線で繋がっていますが、パイプでは繋がっていません。

藤井委員 では柵4つでは足りないのではないですか。

事務局 アスファルトを貼るわけではなく、境界にはコンクリブロックを設置するため許容範囲だと判断しました。

高島委員 17号議案と18号議案は隣接していますが、受人の名前が異なっています。理由を説明していただきたい。

事務局 申請地はもともと1筆の農地で、管理に苦慮していた所有者が土地の売却を希望していたところ、18号の受人から購入希望がありました。しかし、全筆ではなく土地の一部の購入を希望したため、所有者から購入するなら残りの土地の管理者を探す条件を提示されました。そこで他の受人を検索した



ところ、17号議案の受人が見つかり合意に至りました。なお、17号議案は賃貸借、18号議案は売買での契約です。

高島委員 信用して大丈夫ですか。

事務局 我々も以前から相談されている案件で、慎重に審査しましたが、完全に別会社であるうえ契約方法も売買と賃貸借で異なっており、問題はないと判断しました。

議長 土地利用調整条例は通っていますか。

事務局 対象外となることを確認済みです。

議長 その他よろしいでしょうか。

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

江尻委員 担当地区で現地を確認しましたが、境界にフェンス等を設定しないと資材等が河川の方に流出する恐れがあり心配です。

事務局 東側は土留めのコンクリブロックが2段設置され、申請地の際までは資材の設置はしないと聞いていますが、ご意見があったことは伝えさせていただきます。

大澤委員 資材として廃家財、古畳等とありますが、これは一時置場としての使用ですか。

事務局 受人が廃棄の免許を保持していないため、他の業者に引き取り依頼をするまでの一時置場としての使用です

議長 産廃ではないということですか。

事務局 産廃ではありません。リフォーム会社です。

高島委員 仮に一時置場としてではなく、常設されるようになってしまった場合の管理、指導はどこが行いますか。許可後は農地法の枠をはずれますが、参考までに教えてください。

事務局 一般論になりますが、例えば、申請地が朽ちてきて臭気や汚水が発生した場合は該当する別の法の下で対処することになります。状況によって判断することになります。

長江委員 担当地区で現地を確認してきましたが、この場所は約10年前から埋立が完了されている土地で、影響があるとすれば西側にある民家1軒のみです。ですから、臭気等が発生した場合はその都度対応するとして、土地の使用については問題ないと思います。

藤井委員 申請地内北側から法面まで6mほどの段差がありますが、今まで荒地だった場所が営利目的で利用されるようになった場合、集水が雨水浸透枳だけでは水みちができてしまい、法面の方へ出てきてしまうのではないかと心配ですが大丈夫ですか。

事務局 申請に伴う造成工事はないため、比較的安定した土地にはなっています。現状でも排水は道路側へ勾配が切られており、本件の事業の有無にかかわらず地内に浸透していたため状態が変わることはありません。

藤井委員 今後は資材等が置かれるため心配しましたが、事務局が問題ないと判断するならば大丈夫です。

長江委員 図面内では北側の川側部分については新設の土留を置くとなっているので、それを適切に指導、確認できれば北側道路へ水が流れていくため大丈夫かと思えます。

事務局 承知しました。

高島委員 以前別の案件で、かさ上げして道路側溝への排水を計画していましたが、図面どおり施行されなかったことがありました。その際、農転許可の確認は市ではなく県が行うとのことでしたが、県が適切に対処しない場合はどうなるのですか。

事務局 県の指導基準としては、その変更に伴い農転の許可が覆されるような内容かどうかを基準にしていると聞いています。例えば、その変更が周辺農地に影響を及ぼすような場合は、恐らく県の指導も入りますが、それ以外の変更については軽微なものとして事業計画変更や完了報告内で修正図面を提出することで認められているとのこと。

藤井委員 完了報告は県へ直接提出されるのですか。

事務局 いいえ、一度市へ提出があり、県へ進達します。

議長 その他よろしいでしょうか。

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。  
第17号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり承認するこ

とに決しました。

(第18号議案)

議長

続きまして、「第18号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が畑、現況地目が雑種地の1筆で、面積は977㎡、目的は資材置場兼駐車場です。立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当します。申請地周辺の状況は、北は道路、西は宅地、南と東は山林で、出入り口の北側以外はコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防止します。排水は、申請地内に浸透柵を設置し、浸透しきれない分は北側道路側溝へ排水します。他法令は、承認工事が該当し、許可見込みであることを確認しています。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第18号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第18号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第18号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長           ご異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第19号議案)           利用権

議長           続きます、「第19号議案 農用地利用集積計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局          本件は、農地の利用権を設定するため、貸し手および借り手の双方から農用地利用集積計画が瀬戸市長宛に提出されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律により瀬戸市長から本農業委員会に協議の申し出があったものです。

番号1の農地の受人は高校で農業に関する過程を修了されており、すでに同地区で耕作をされております。住所が他市となっておりますが、実情は申請地近くの親戚宅に居住しており、通作条件に問題はありません。番号2の農地は、以前に利用権を設定した農地の設定期間が満了することに伴い、再度利用権を設定するものです。受人につきましては、現在まで設定されている者と変わりありません。番号3の農地は、瀬戸市農業塾を卒業した受人が農地を検索したところ、土地所有者と合意に至ったことから本申請に至りました。なお、すべて公益財団法人愛知県農業振興基金を通じ貸付けることとするもので、面積等は記載のとおりとなっております。

また、地区担当委員さん、推進委員さんからも適当とのご報告をいただいておりますので、農用地利用集積計画につきましては、耕作放棄地予防の観点からも承認できるものと考えられます。

第19号議案につきましては以上です。

議長           事務局の説明は終わりました。第19号議案について、ご質疑はございま

せんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第19号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 続きまして、「第20号議案 「令和6年度最適化活動の目標の設定等」について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 こちらは、「令和4年2月2日付農林水産省経営局長通知、農業委員会による最適化活動の推進等について」第1の2に、農業委員会は、毎年度、3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4月末までに公表しなければならないとされており、承認をいただきましたらインターネットにより公表するものになります。では、概要をご説明いたします。

まず、ローマ数字Ⅰ「農業委員会の状況」については、現在の農業委員会の体制や各種調査の数値が入っておりますので、お目通しいただければと思います。続いて裏面のローマ数字Ⅱ「最適化活動の目標」をご覧ください。まず1「最適化活動の成果目標」についてです。(1)の農地の集積について

は、本市は前年度に引き続き、10%を目標とし、集積を進めていきたいと考えております。この10%は、青地の農地面積の2割が集積できると達成できる数値となります。次に(2)遊休農地の解消についてです。昨年実施していただいた利用状況調査において、13.9haの農地が遊休農地と判定されています。少しでも0に近づけることができるよう、今後も最適化活動の実施にご協力ください。次に(3)新規就農の促進についてです。今年度は9名、新規就農がありました。また、JAが中心となって行っている農業塾は希望者が定員を上回っている状況で、就農希望者はそれなりに存在しています。しかし、希望に合う広さや条件の農地がないことも多いため、離農希望や貸付希望の農地の情報提供等、引き続きご協力ください。続いて2「最適化活動の活動目標」は、今年度と同じくひと月あたり7日を目標としますので、その目標を上回る8日の活動を目安に、最適化活動をお願いします。

以上、「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の概要説明となります。

第20号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第20号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

別にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

別にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第20号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長                   ご異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(報告事項)

議長                   続きまして、報告事項に移ります。一括して事務局から説明をお願いします。

事務局               報告第5・6号 農地法第4条第1項第7号の届出につきましては2件、農地法第5条第1項第6号の届出については4件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告第7号 現況証明願出書につきましては、2件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告第8号 青年等就農計画認定申請書につきましては1件提出がございました。本件は、現在、市内にて7, 255㎡の畑を耕作している申請者から農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定に基づき認定の申請があったもので、就農計画は記載のとおりです。(新規就農にあたって当該青年等就農計画が適当である旨の認定申請書を瀬戸市に提出し、農業委員会に照会し、認定を受けるもの。)

報告事項につきましては以上です。

議長                   事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はありませんか。

(質疑なし)

議長                   特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。



(意見なし)

議長

本日付議されました案件は全て議了いたしました。  
これにて、瀬戸市農業委員会3月定例会を閉会いたします。  
ありがとうございました。